

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 112 号）に基づき、適正な管理を行った上で、高品質な堆肥の生産やメタン発酵によるエネルギー利用等の有効利用を更に推進していく必要がある。また、畜産環境問題に関しては地域の環境保全のみならず、地球温暖化対策の推進といったグローバルな課題についても、適切に対応していくことが求められている。

本調査は、畜産環境対策をよりの確に推進するため、家畜排せつ物の管理の実態を詳細に把握するとともに、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）等に基づき UNFCCC 事務局への報告が求められている我が国の温室効果ガスインベントリに反映することを目的とする。

2 調査の根拠法令

本調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 19 条第 1 項の規定に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査である。

3 調査機構

本調査は、農林水産省畜産局畜産振興課（以下「畜産局畜産振興課」という。）から地方農政局等（地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局）、都道府県等及び民間事業者を通じて実施した。

なお、都道府県が地域の実情を踏まえ、市区町村・関係団体を経由した方が効率的と判断した場合は、市区町村・関係団体を経由することがある。

4 調査の対象

乳用牛、肉用牛、豚、鶏及び馬の飼養者のうち、飼養頭羽数が調査時点において、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則」（平成 11 年 10 月 29 日農林水産省令第 74 号）第 1 条第 2 項に規定する管理基準（以下「管理基準」という。）の適用規模以上であった者を対象とした（公共牧場、学校、研究機関等を含む。）。

管理基準の適用規模

畜種	規模	備考
牛及び馬	10頭以上	6 か月未満を除く。 ただし、肉用牛繁殖経営で出荷が確実と見込まれる子牛は10か月未満のものを除く。また、乳用種・交雑種育成経営は飼養する全育成牛（6 か月未満を含む。）に1/3を乗じた数とする。
豚	100頭以上	3 か月未満を除く。
鶏	2,000羽以上	2 日齢未満を除く。ブロイラーには、地鶏等を含む。

5 選定方法

家畜の種類及び頭羽数が調査時点において、管理基準の適用規模以上であると都道府県が把握した者全てを報告者として選定した。

6 調査対象者数

調査対象者数等は、次のとおりである。

調査対象者数 ①	有効回答数 ②	有効回答率 ③=②/①
戸 41,138	戸 31,338	% 76.2

注：有効回答数とは、集計に用いた調査対象者の数であり、回答はあったが集計対象としての要件を満たさなかった者は含まない。

7 調査事項

- (1) 経営形態
- (2) 飼養家畜頭羽数
- (3) 家畜排せつ物の処理方法
- (4) 家畜排せつ物の発生量
- (5) 堆肥生産量

8 調査期日及び調査実施時期

- (1) 調査期日

飼養家畜頭羽数については、令和6年8月1日現在。

家畜排せつ物の発生量及び堆肥の生産量については、過去1年間（令和5年4月～令和6年3月）とした。

- (2) 調査の周期

5年

- (3) 調査実施時期

調査票の配布：令和6年8月

調査票の回収：令和6年10月

9 調査方法

調査対象者に対して調査票を配布・回収する自計調査とし、郵送調査又はオンライン調査（独自のシステム及び電子メール）により実施した。

ただし、期日までに回収できなかった調査票については、FAXによる収集のほか電話又は対面により都道府県等の職員が調査事項を聞き取る他計調査の方法により実施した。

10 集計方法

畜産局畜産振興課において集計した。

集計は、回答が得られた畜種別対象者の調査結果の単純積上げで算出し、各平均値は単純平均で算出した。

11 実績精度

全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

12 用語の解説

(1) 経営形態

酪農経営	乳用牛を飼育し、生乳や乳製品を生産する経営をいう。乳用牛（搾乳目的）の育成を行う経営も含む。
肉専繁殖経営	肉専用種の子牛の生産・販売を行う経営をいう。
肉専肥育経営	肉専用種の肥育を行う経営をいう。
肉専一貫経営	肉専用種の子牛の生産から肥育・販売までを一貫して行う経営をいう。
乳用種・交雑種肥育経営	肉牛として販売することを目的に乳用種・交雑種の肥育を行う経営をいう。
乳用種・交雑種育成経営	肥育もと牛として出荷することを目的に乳用種・交雑種の育成を行う経営をいう。
乳肉複合経営	乳用牛を飼育し、生乳や乳製品を生産するとともに、肉用牛の繁殖・肥育等を行う経営をいう。
養豚繁殖経営（子取り）	豚を飼育し、子豚の生産・販売を目的に繁殖を行う経営をいう。
養豚肥育経営	肉豚の肥育・販売を行う経営をいう。
養豚一貫経営	子豚の生産から肉豚の肥育・販売までを一貫して行う経営をいう。
採卵鶏経営	鶏を飼育し、鶏卵の生産を行う経営をいう。種鶏を飼育している場合も含む。
ブロイラー経営（地鶏等を含む。）	当初から「食用」に供する目的で鶏や地鶏を飼育し、肉用として販売を行う経営をいう。
馬経営	馬を飼育し、育成や肥育を行う経営をいう。肉用としてのみならず、競走馬の育成等も含む。
公共育成牧場等	地方公共団体や農業協同組合（JA）等が設置する乳用牛や肉用牛の育成を集団的に行う牧場等をいう。

(2) 処理の主体

経営内処理	その経営体の処理施設を利用して処理することをいう。
共同利用施設処理	地方公共団体や農業協同組合（JA）等が設置する堆肥センターやメタン発酵施設など、複数の経営体が共同で利用する家畜排せつ物処理施設を利用して処理することをいう。
産業廃棄物処理	産業廃棄物処理業者に処理を委託して処理を行う場合で、

外部委託（産業廃棄物処理以外）	家畜排せつ物を産業廃棄物として無価値で最終処理することをいう。 産業廃棄物処理業者以外に処理を委託することをいう。
-----------------	---

(3) 処理方法

貯留	貯留槽（スラリーストア等）で貯留した後、ほ場に散布するなどして農業利用する処理をいう。その後の処理を行うための一時的な貯留は含まない。
天日乾燥	家畜排せつ物を天日により乾燥し、取扱性（貯蔵施用、臭気等）を改善する処理をいう。
火力乾燥	家畜排せつ物を火力により乾燥し、取扱性（貯蔵施用、臭気等）を改善する処理をいう。
炭化処理	無酸素あるいは酸素が不足した状況下で、高温で有機物を熱分解することにより家畜排せつ物から炭化物を生産する処理をいう。
焼却処理	家畜排せつ物を容積減少、廃棄又はエネルギー利用のために焼却する処理をいう。
堆積型発酵	堆肥盤や堆肥舎等に高さ 1.5～2 m 程度で堆積し、時々切り返しながら数ヶ月かけて発酵させる処理をいう。強制発酵等の1次処理後に2次発酵させる場合も含む。
開放型強制発酵	開放型の堆肥化施設において、スクープ式、ロータリー式、スクリー式又はクレーン式の攪拌装置や送風機等により機械攪拌や強制通気を行い、数日～数週間で発酵させる処理をいう。
密閉型強制発酵	密閉型堆肥化装置により強制通気や攪拌を行い、数日～数週間で発酵させる処理をいう。
曝気処理	汚水の浄化処理過程で汚染物質の好気性生物分解に必要な酸素の供給を目的として空気を吹き込むことをいう。
浄化一放流	活性汚泥中の微生物によって、水質汚濁の原因物質を除去した後、放流する処理をいう。
浄化一農業利用	活性汚泥中の微生物によって、水質汚濁の原因物質を除去した後、ほ場に散布するなどして農業利用する処理をいう。
メタン発酵	嫌気状態でメタン菌の作用により有機物を分解し、主にメタンと二酸化炭素から成るバイオガスを発生させる処理をいう。
メタン発酵消化液	家畜排せつ物をメタン発酵した後の液状残さのことをいう。
公共下水道	浄化処理や曝気処理等を行わず、公共下水道へ放流する処理をいう。
放牧	採食のための植生を有する土地で家畜を飼養する方法をいう。運動を主目的とした運動場等（パドックなど）での放し飼いは放牧に含まない。

(4) 処理後の取扱い

農 業 利 用	自己所有のほ場への還元や再生敷料としての利用、耕種農家への譲渡・販売、肥料製造業者等への販売など、最終的に農地等へ還元することをいう。
自 家 利 用	自己所有のほ場への還元や再生敷料としての利用など、自身の経営内で利用することをいう。
再 生 敷 料	家畜排せつ物を堆肥化して水分含量を低下させ、おが粉等の代わりに敷料として利用することをいう。

13 利用上の注意

(1) 統計表に掲載した全国農業地域区分は、次のとおりである。

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

(2) 統計表に用いた記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4万t→0万t、0.04%→0.0%）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「nc」：計算不能

(3) 統計数値については、表示単位未満の数値を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「家畜排せつ物管理方法等実態調査（令和6年8月1日現在）」（農林水産省）による旨を記載してください。

(5) 本統計は、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「その他（食料需給表、産業連関表、食品産業、環境など）」、品目別分類「畜産」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/katiku/>

14 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班

電話：（代表）03-3502-8111（内線 3686）

（直通）03-3502-5665

農林水産省 畜産局 畜産振興課 環境企画班

電話：（代表）03-3502-8111（内線 4853）

（直通）03-6744-7189

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>